

児童ポルノ規制法違反で検挙した事件 フィギア押収事件

- 予算委員会（2016/03/04）
 - 児童ポルノ規制法違反、フィギアを押収
- 岩城光英法務大臣

フィギアは児童ポルノに当たるのか？



フィギュアの問題でありまして、
二月十六日に警視庁が児童ポルノ規制法違反で検挙した事件がありました。
まず、一般論等でお伺いしたいんですが、
実在しない児童をモデルとしたフィギュアというのは
これは児童ポルノに当たるのかどうか

児童ポルノ禁止法に言う児童ポルノとは実在する児童を描写したものと解されていますことから、
お尋ねのフィギュアがおよそ実在しない児童を描写したものを指すのであれば

児童ポルノには該当しない



児童ポルノ規制法違反で検挙した事件

- 予算委員会（2016/03/04）
 - 児童ポルノ規制法違反、フィギアを押収
 - 河野太郎国家公安委員長

事件に関係のないフィギアを
押収してメディアに晒すのはいかなものか？

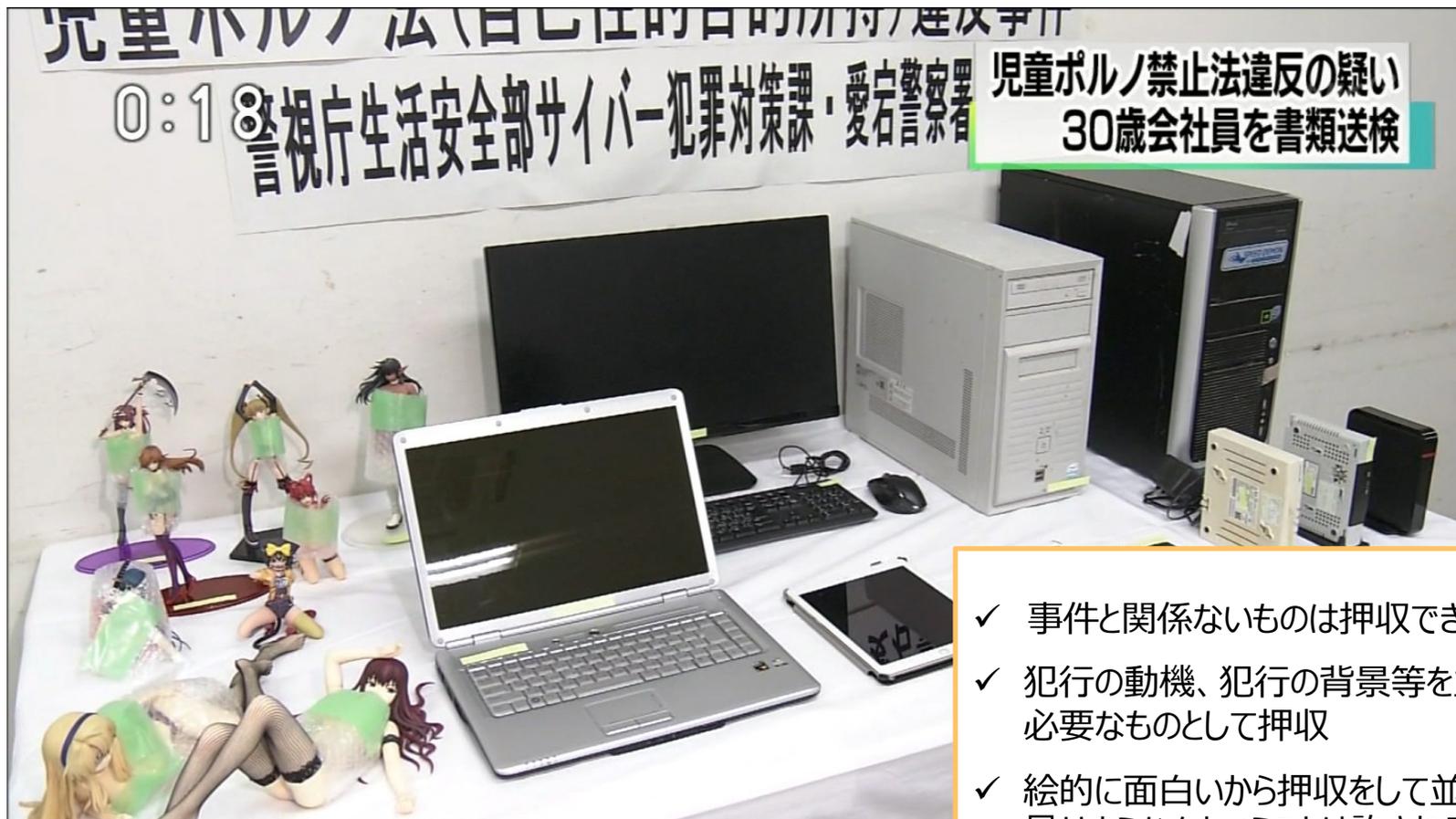


もしかしたら絵的に、何となくフィギュアを並べておくとそれっぽいのかなと、
こう使わざれてしまったんじゃないかという節があるように私は感じたわけでありませ
ん。
やっぱり国民にとって信頼できる警察を目指すという意味では、
余りこういう形でもってもしかしたら関係ないものをあえてテレビにさらして、
押収物としてさらすというのはいかがかなというふうに思っております

絵的に面白いから押収をして並べて
マスコミに見せようなんということは許されることではございませんので、
そうしたことは厳に慎まなければならないと思います



児ポ法違反でフィギア押収



- ✓ 事件と関係ないものは押収できない
- ✓ 犯行の動機、犯行の背景等を立証するために必要なものとして押収
- ✓ 絵的に面白いから押収をして並べてマスコミに見せようなんということは許されることではございません（河野大臣）